令和８年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点

開業準備業務仕様書

１.案件名

令和８年度首都圏における青森県情報受発信交流拠点開業準備業務委託

２.目的

本業務は、青森県が首都圏に設置する情報受発信交流拠点について、拠点の基本コンセプト及び基本的機能を踏まえた開業準備を行い、営業開始後の安定的かつ効果的な運営に必要な体制、ルール、計画、運営管理・物販システム及び各種空間整備との調整を円滑にすることを目的とする。

３.前提条件

受託者は、県が実施する内装整備及び設計・工事との整合を図りながら、本業務を実施すること。なお、建物所有者又は施設管理者との協議が必要な事項は、県と協議の上、進めるものとする。

４.業務内容

受託者が令和８年度に実施する業務は、次のとおりとする。

ア　運営方針及び開業準備実施計画の策定
イ　取扱商品戦略、取扱商品方針案（在庫管理の考え方含む)、取扱商品選定要領案、オリジナル商品開発方針案、の策定
ウ　交流・催事スペースの利用規程案、利用料金案、予約受付システムの検討及び利用者募集ツールの検討
エ　拠点広報計画　※別紙１「開業前後の広報・プロモーションの業務分担案」を参照
オ　公式ウェブサイト、公式 SNS のその他必要な IT 環境開発方針の検討
カ　食品衛生、酒類販売、消防計画、その他必要な法令対応及び許認可取得準備
キ　施設整備及び維持管理業務との実務調整

５.実施体制

受託者は、本業務全体を統括する責任者を 1 名配置するとともに、商品企画、交流・催事、広報、総務・経理、法令・許認可の各分野について担当を明確にした実施体制を整えること。

県との窓口は一本化し、各担当の役割分担、意思決定フロー、緊急連絡系統を文書化して提出すること。

6. 成果物

受託者は、次の成果物を業務完了時に県が定める期限までに提出すること。
提出形式：県が定める形式（紙面 1 部及び電子データを想定）

ア　運営方針及び開業準備業務実施計画書・工程表の作成
イ　取扱商品戦略及び方針案、取扱商品選定要領案、在庫及び物流方針案の策定
ウ　交流・催事スペース利用規程案、利用料金案、利用申請様式、予約受付システム案
エ　拠点広報計画書（公式ウェブサイト・SNS 開発方針含む）
オ　年度末完了報告書

7. 業務進捗報告

受託者は、本業務開始時に、業務工程表を作成し県に提出すること。県と開業準備の検討課題の協議や各種手続き、準備工程の進捗管理を行う場として、定例会議体を設けること。

8. 権利帰属及びデジタル資産管理

本業務で作成した成果物（各種データ分析結果、公式ウェブサイト、SNS アカウント、代表メールアドレス等）は、県が利用又は承継できる状態で整備すること。

9. 留意事項

- 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、館内規則及び県の指示を遵守すること。個人情報を取り扱う場合は、委託業務の範囲内でのみ取り扱い、適切な安全管理措置を講じること。
- 通信販売又は予約受付を行う場合は、関係法令に基づく表示事項、申込確認事項、キャンセル・返品条件を明示できる設計とすること。
- 事故、災害、システム障害、食品事故その他緊急時に備え、初動対応及び連絡体制を整備すること。業務の全部又は主要部分の再委託は、県の事前承認がある場合を除き認めない。

10　疑義協議

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上決定する。